

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請回答)

Table with columns: 管理, 具体的な事業を実現するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 提案の具体的内容, 具体的な事業の実施内容, 提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 提案事項管理番号, 提案主体名, 制度の所管・関係府庁.

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請回答)

コ ー ス 下 下	管理 下	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管関係府庁
0	0	1	3	0																		1 0 2 0 1 0	NPO法人日本理美容福祉協会 札幌センター	厚生労働省	
0	0	1	4	0																		1 0 2 0 2 0	NPO法人日本理美容福祉協会 札幌センター	厚生労働省	
0	0	1	5	0																		1 0 8 6 0 1 0	キュービernet株式会社	厚生労働省	
0	0	1	6	0																		2 0 5 0 1 0 0	NSBコンサルティング株式会社 日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省	
0	0	1	7	0																		1 0 6 5 0 1 0	花火ときめきチーム	総務省 厚生労働省	
0	0	1	7	0																		1 0 1 0 3 0	特定非営利活動法人 雑木林科団	厚生労働省	
0	0	1	8	0																		1 0 9 2 0 0	株式会社トリリオン、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省	

09 厚生労働省 (特区第10次 再々検討要請回答)

Table with 17 columns: No., Specific Business Name, Law/Regulation, Current Status, Content, Implementation Content, Reason, Classification, Content, Response from Prefecture, Request for Re-examination, Opinions from Applicant, Division/Content of Request, Response from Prefecture, Request for Re-examination, Applicant's Re-views, Prefecture's Re-views, Request for Re-examination, Applicant's Re-views, and Agency Name. Rows include various topics such as dog vaccination, port security, medical products, and social welfare.

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請回答)

Table with 14 columns: No., 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 提案の具体的内容, 具体的事業の実施内容, 提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 提案事項管理番号, 提案主体名, 制度の所管(関係府庁). Rows include labor派遣, employment promotion, and company cooperation.

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請回答)

コト管理	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管府庁	
09030000	外国人研修・技能実習制度の見直し	外国人労働者の雇い入れに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日労働大臣告示)	「技能実習制度は、一定期間の研修を経たずして研修成果等の評価等を行い、一定の水準に達した場合に、その後関係の下でより実践的な技術、技能等を習得することができる制度であり、研修期間を3年間から5年間に延長する。在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年)+在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を習得してもらう仕組みで、外国人研修・技能実習制度がある。 播州編産界では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れていたが、その期間を3年間から5年間に延長する。在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年)+在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)	播州編産界では我が国最大の先業地織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に懸念が持たれ、経営意欲を失い産業が萎縮し、産地が縮小し、産地活力の低下が著しい。産地では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若くは意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 現在、協同組合播州織造準備センターが受入機関となっており、平成16年度から毎年3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。	C				右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	技能実習生の母国企業では、技能実習生が織物工程の責任者となることを期待しているが、現行の織物準備工程を習得するだけでは、母国でその成果を効果的に活かすことは難しい。織物製造のメインは現場であり、その技能の習得が現場で培われる。母国に帰国してからの技能移転を促すことは適当ではなく、いたずらに期間を長くすることは、定住化、不法就労の問題、家族の呼び寄せ問題、労働市場への影響などが発生するおそれがあることから適当ではない。		C		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		新聞報道等によると、厚生労働省に研究会を設け、外国人研修・技能実習制度の見直しを行っているとのことであるが、今後どのような体制・方向・スケジュールで検討されるのかに期待している。また、見直し作業の中で本報の提案内容(滞在期間の延長、労働市場への影響などが発生するおそれがあること)が反映されるようお願いします。 前回の回答の中で、「現時点でも準備工程を経た後(製織工程作業や仕上げ工程作業)の技能が習得できる」ということであるが、研修生はまず準備工程を習得し、次に製織工程と仕上げ工程を習得することが現場技術者を習得する上で望ましいと考える。したがって、送り出し企業側の企業の実業に立ちはたすためには、研修期間1年、準備工程作業2年、製織工程作業2年の5年間は最低確保することが必要である。	1 0 8 0 1 1 0	兵庫県	法務省 厚生労働省					
09030000	外国人研修・技能実習制度の見直し	外国人労働者の雇い入れに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日労働大臣告示)	「技能実習制度は、一定期間の研修を経たずして研修成果等の評価等を行い、一定の水準に達した場合に、その後関係の下でより実践的な技術、技能等を習得することができる制度であり、研修期間を3年間から5年間に延長する。在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年)+在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)	「研修、期間の短縮と技能実習、期間の延長について」 研修期間:技能研修を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていた場合は、研修期間を短縮しても以後の技能実習への支障はないと思われる。研修期間は毎月でも十分であると考えられる。よって研修期間を短縮し、技能実習期間を長くするなど、制度に柔軟性を持たせるべきである。 技能実習期間:派遣期間3年のうち実習期間は2年が限度となっている。仮に上記を認めれば研修期間が3か月となった場合でも、現行制度では実習研修期間が2.5年である。一定レベル以上の技能を身に付け、さらに高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身に付け、出身国の技術レベル向上に貢献できるようにするためには、経歴として研修、期間の短縮と技能実習、期間の延長について、	現行の研修・技能実習制度は、下記のような厳格な要件が定められている。 1年間の「研修」と2年間の「技能実習」の最長3年間で構成。「技能実習」の対象職種は限定。研修期間中の制約や資格制限(時間外対応、交替勤務制への対応)1年後の技能実習資格取得の義務付け	C						C						C			2 0 0 4 0 1 0	社団法人 日本自動車工業会	法務省 厚生労働省		
09030000	北海道の農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特別措置	外国人労働者の雇い入れに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日労働大臣告示)	技能実習制度は、国際貢献の観点から開発途上国等へ効果的な技能等の移転を図ることとされており、本制度における対象職種については、研修生送出国のニーズがあること、対象技能等の段階的な公的評価制度が整備されている職種であることとしている。	北海道では積雪低温により冬期間は実地での研修及び技能実習ができない実情を考慮し、農業分野の外国人研修生及び技能実習生については、複数職種にわたっての研修及び技能実習の実施を認め、生産から加工まで一貫して学ぶようにする。	提案理由 北海道での露地栽培は積雪等により作業ができないことから、冬期間に他職種での研修を行うようにすることで、地域間の不均衡状態を解消するとともに、農産物に係る生産から加工・流通まで一貫した研修及び技能実習を行う体制を構築する。 受け入れた者が失職などの問題をおこさないよう、対象者は身元が明らかに限られ、日本滞在中は当該グループで準備する施設へ入居させ、安定した生活を過ごせるようにする。	D				右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	私達は、複数の組織体からなる企業グループであり、本提案の趣旨は、農園、農園など受け入れ先は複数の企業が想定されることから、受け先となる法人が異なること、グループ内の業務は相互に関連している部分も多いことから、グループ企業間の職種は相互に関連する職種と選択する職種と関連がある職種であり、適正な研修及び技能実習計画が策定され、帰国後に同様の業務を行うことが担保されるのであれば、可能である。 なお、職種の間連性については、研修・技能実習計画や受入機関の研修・技能実習実施体制に基づき個別に判断されるものである。		E		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		前回意見でも述べた通り、私達は複数の組織体からなる企業グループであり、本提案では、農園、グループなど受け入れ先が複数の企業となること想定されることから、複数機関での受け入れ先が複数の企業となること想定されること、受け入れ先はそれぞれ異なるものか確認します。 なお、再意見にある内容については、複数職種での研修・技能実習が可能か否かについては回答できない。	1 0 2 7 1 0	北武グループ	警察庁 法務省 厚生労働省					
09030000	外国人労働者の雇い入れに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日労働大臣告示)	外国人労働者の雇い入れに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日労働大臣告示)	直接生産工程で就労することを目的とする在留資格は現行法上存在していない。	先進的設備投資を国内で積極的に実施し、手作業工場において、1制業による高度加工工程の前処理における労働集約作業に従事する労働者については、全体労働者の1割を目途に、外国人の雇用基準を緩和する。	I系設備を年間一定以上投資(例えば1千万円以上)しているジョーエー企業に限り、生産専門的外国人労働者の現在の基準、すなわち「現業の経験10年以上」とを緩和し、具体的なには雇用条件を「現業の経験または労働研修を2年以上」ととする。	C						C					C				1 1 0 9 1 5 0	株式会社 光 彩工業 社 団法人日本 ニュービジ ネス協議会	警察庁 法務省 厚生労働省		
09030000	県立農業大学校を専修学校化したうえで、自ら職業訓練が実施できるようにすること	職業能力開発促進法第15条の5第1項第1号、第2項及び第4項及び第4項	職業能力開発法の行う業務は、職業能力開発法第15条の5第1項第1号に規定する事業主等に対する援助及び第4項に規定する業務に限定される。職業能力開発法は都道府県に設置することとされており、その位置、名称その他運営について必要な事項は条項で定める。	農業大学校に職業訓練を行う場合には公共職業能力開発施設からの委託訓練から委託実施している職業訓練を自ら実施する。	他産業を離職した就農希望者が、雇用保険の基本手当を受給しながら農業の基礎技術等を習得する職業訓練を実施することは、現行制度でも可能である。しかしながら、職業能力開発法は、職業能力開発法に規定する事業主等による職業訓練に、知事の権限に属する公共職業能力開発施設ではノウハウ等の関係から直接実施できないため、同じ知事の権限に属する農業大学校に委託して実施する必要がある。このようにして、そのうち30件については、本人と接触が行えたので、資格喪失手続を行うことができたが、40件については資格喪失の処理をするまで至っていない。	C						C					D					1 0 9 4 0 2 0	山梨県	厚生労働省	
09030000	国民健康保険脱退の手続きの緩和	国民健康保険法第6条、第8条	国民健康保険制度においては、資格の得喪について事業発生主義を採用しており、被用者保険へ加入した場合、国民健康保険法第6条等に規定する理由で除外事由に該当することにより国民健康保険法第8条の規定に基づき被用者保険被保険者となった日の翌日から国民健康保険の被保険者資格を喪失することとなる。	国民健康保険の資格及び報酬の適正化並びに保険料の適正な徴収は、国民健康保険制度の維持に重要であると考える。特に資格の適正化については、被用者保険への加入による国民健康保険の適正な運用に必要であり、全国市長会等においても要望されているが制度改正が進んでいない状況である。このような中で、長期にわたり納付がな(接触もできない)世帯については、すでに国民健康保険からの健康保険に切り替わっている可能性が高い。このうち政府管掌健康保険に切り替わっている世帯に対し、社会保険事務所に照会し、その結果を基に職権で資格を喪失させる。このことにより被保険者の届出等手続きを簡素化するとともに、資格状況を適正なものとし、誤った保険証での受診を防止すること等を目的とする。	国民健康保険の資格及び報酬の適正化並びに保険料の適正な徴収は、国民健康保険制度の維持に重要であると考える。特に資格の適正化については、被用者保険への加入による国民健康保険の適正な運用に必要であり、全国市長会等においても要望されているが制度改正が進んでいない状況である。このような中で、長期にわたり納付がな(接触もできない)世帯については、すでに国民健康保険からの健康保険に切り替わっている可能性が高い。このうち政府管掌健康保険に切り替わっている世帯に対し、社会保険事務所に照会し、その結果を基に職権で資格を喪失させる。このことにより被保険者の届出等手続きを簡素化するとともに、資格状況を適正なものとし、誤った保険証での受診を防止すること等を目的とする。	E							E					E					1 0 3 0 9 0 3	小田原市	厚生労働省

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請回答)

Table with 18 columns: 管理番号, 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 提案の具体的内容, 具体的事業の実施内容, 提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 提案事項管理番号, 提案主体名, 制度の所管府省庁.

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請回答)

コード	管理	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管府庁			
09046	0	外国人に関する年金制度の見直し	厚生年金保険法附則第29条、国民年金法第9条の3の2	<p><社会保険協定の締結の推進> 社会保険協定については、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカとの間で協定が締結済み、ベルギーについては平成18年11月1日より協定が締結済みである。また、オーストラリアとの間では協定締結に向けて政府間交渉を行っている。さらに、スペインやオランダとの間で協定締結に向けた交渉を実施していることである。</p> <p><脱退一時金制度の改正> 我が国の年金制度は、国民に問わず広く適用されており、年金制度の保障の対象とならない、日本に長期滞在する外国人の方について保険料負担が軽減されることのない問題は、社会保険協定の締結により解決すべき問題であるが、このような解決が図られるまでの間の特別措置として、長期滞在の外国人の方に対し給付を行っている。</p>	<p>外国人研究者等の年金加入期間が通算されるよう、日本と母国との間の社会保険協定締結を拡大するとともに、未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさず帰国する場合の脱退一時金について、在留期間5年の納付期間に対応した支給を行う。</p>	<p>外国入研究者の受入れ促進事業 播磨科学公園都市では世界最大の大規模放射線施設Spring-8を擁し、先端分野に関する放射線研究が展開されている。これまで、特別措置(501-503、504)を活用して外国人研究者の受入れ促進を図っているが、特別措置による在留期間が延長されていることから、加入が義務づけられている年金について、その脱退一時金の支払いの見直しに関する要望がある。</p> <p>そこで、社会保険協定対象国の拡大及び脱退一時金の見直しを行うことにより外国人研究者の受入れ環境の向上を図り、国際的な研究拠点の形成を目指す。</p>	<p>外国入研究者の受入れ促進事業 播磨科学公園都市では世界最大の大規模放射線施設Spring-8を擁し、先端分野に関する放射線研究が展開されている。これまで、特別措置(501-503、504)を活用して外国人研究者の受入れ促進を図っているが、特別措置による在留期間が延長されていることから、加入が義務づけられている年金について、その脱退一時金の支払いの見直しに関する要望がある。</p> <p>そこで、社会保険協定対象国の拡大及び脱退一時金の見直しを行うことにより外国人研究者の受入れ環境の向上を図り、国際的な研究拠点の形成を目指す。</p>	C	<p><社会保険協定の締結の推進> 社会保険協定については、これまでドイツ、イギリス、韓国、アメリカとの間で協定が締結済み、ベルギーについては平成18年11月1日より協定が締結済みである。また、オーストラリアとの間では協定締結に向けて政府間交渉を行っている。さらに、スペインやオランダとの間で協定締結に向けた交渉を実施していることである。</p> <p><脱退一時金制度の改正> 我が国の年金制度は、国民に問わず広く適用されており、年金制度の保障の対象とならない、日本に長期滞在する外国人の方について保険料負担が軽減されることのない問題は、社会保険協定の締結により解決すべき問題であるが、このような解決が図られるまでの間の特別措置として、長期滞在の外国人の方に対し給付を行っている。</p>	<p>【社会保険協定の締結の推進】 優秀な外国人研究者の受入れ促進を行うにあたり、国内法の整備や社会保険協定の締結をさらに推進していただきたい。</p> <p>【脱退一時金制度の改正】 外国人研究者の在留期間については、在留期間が5年に延長されていることから、脱退一時金の対象期間の上限について実態に即して延長するよう見直しを再度検討をお願いしたい。</p>		<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。</p>		<p>本提案は、外国人研究者の在留資格の制度改正により、在留期間が最大3年から5年へ延長されたことによる保険料の掛け捨て等の不利益をなくするために提案を行っているものである。</p> <p>脱退一時金制度の趣旨は十分に理解しているが、受入れを行った外国人研究者の多くは最大5年に延長された在留期間を活用して来日している外国人研究者もいることから、公平性の観点からも対象期間の上限については、実態となっている在留期間延長の実態に即して延長するよう再度検討をお願いしたい。</p>	1 0 8 1 0 1 0	兵糧庫、たつの市、上郡町、佐用町	外務省 厚生労働省																
09090	0	法人の厚生年金保険強制適用の一定期間の延期	厚生年金保険法第6条、第9条、第82条	<p>厚生年金保険法に規定する適用事業所に使用される70歳未満の者は厚生年金保険の被保険者となり、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料を負担し、当該事業主は自己の負担する保険料を納付する義務を負う。</p>	<p>新し(事業を開始した)法人は厚生年金保険の加入義務があるが、5年間延期する。</p>	<p>新し(事業を開始した)法人の厚生年金保険料負担を軽減することにより、事業主が効率的に利用していただくことを目的とする。</p>	<p>新設法人の社会保険料負担や事務手続きの負担が、本来の企業活動に影響が大きい。</p>	C																					1 9 9 3 1 0	個人	厚生労働省		
09098	0	児童手当の支給消滅要件の追加		<p>児童手当は、子を監護し、生計を同一にする父又は母に支給されることとされており、この要件を満たさなくなったことが明らか場合は、現行法においても市町長が職権で受給資格の消滅をすることが可能である。</p>	<p>児童手当を支給すべき事由の消滅要件の追加</p>	<p>児童手当支給要件の職種による消滅要件の追加</p>	<p>市では、DV防止法の周知啓発を進め相談事業を重視してきたが、近年、DV被害者からの相談や保護・救済の申し出が増加している。本市のDV被害者の多くは子どもを連れだした被害者(多くは妻)が、DV防止法第10条による保護命令決定を受けただけで、加害者(多くは夫)である父親に児童手当が継続して支給されている現状がある。これは父親が保護命令決定後すぐに資格喪失申請を提出することがないため、母親に児童手当を過給できる要件が成立しないからである。この状況は児童手当法1条の目的に沿うものではない。よって、保護命令決定と同時に職権で父親の支給要件を消滅できれば、新たに母親への支給要件が確立でき、着の身のままで逃げ出したDV被害者の子どもの養育の経済的な支えとなり、本市は住み慣れた地域で安心して暮らしている住民サービスに努めていることからこの申請を行うものである。</p>	D																							1 0 2 8 0 1 0	福知山市	厚生労働省
09099	0	保育所入所要件の撤廃	児童福祉法第14条第1項第38条、児童福祉法施行令第27条	<p>保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育する施設である。</p>	<p>保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育する施設である。</p>	<p>保育所へ入所要件は、保護者が就労、疾病等十分な保育が受けられない10歳から小学校入学期の幼児として保育を受けることとなる。一方、核家族化や地域のコミュニティの希薄化などにより、近年は、専業主婦家庭における育児不安や悩み等が増大しており、児童虐待などにつながる恐れがあるなどによる保育の必要とする乳幼児は、現行の制度では対応できない状況である。また、非正規雇用者の増加やリストアップ等による離職も多発している現状、就労状況の変化により、保育所に通えなくなることで、児童の健全な幼児教育・保育環境が確保されない状況となる。このため、全ての就学前児童が保育所を利用できるよう入所要件(保育の実施基準)の撤廃を行う必要がある。</p>	C	<p>保育所へ入所要件は、保護者が就労、疾病等十分な保育が受けられない10歳から小学校入学期の幼児として保育を受けることとなる。一方、核家族化や地域のコミュニティの希薄化などにより、近年は、専業主婦家庭における育児不安や悩み等が増大しており、児童虐待などにつながる恐れがあるなどによる保育の必要とする乳幼児は、現行の制度では対応できない状況である。また、非正規雇用者の増加やリストアップ等による離職も多発している現状、就労状況の変化により、保育所に通えなくなることで、児童の健全な幼児教育・保育環境が確保されない状況となる。このため、全ての就学前児童が保育所を利用できるよう入所要件(保育の実施基準)の撤廃を行う必要がある。</p>	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。</p>																						1 0 8 0 7 0	兵糧庫	厚生労働省
09105	0	'保幼育士' (仮称) の創設と資格認定試験の一元化	児童福祉法第18条の6	<p>保幼士となる資格を有する者は、厚生労働大臣の指定する保幼士養成施設を卒業した者、保幼士試験合格した者である。</p>	<p>認定子ども園における児童の保育・養育に携わる要員として、新しい国家資格「保幼育士(仮称)」を新設し、同資格の認定試験を一元化する。</p>	<p>現行一元化の流れ、とりわけ「認定子ども園」のスタートに伴い、教育中心の幼稚園教員と保育士の保育士の役割を効果的に融合して遂行できる新しい人材「保幼育士」が望まれる。認定試験は、新「保幼育士」に相当しいものとするため左記の内容とする。このため、幼稚園教諭免許保有者、幼稚園教諭資格認定試験(一次試験のみ)をそれぞれ受検する。また、現在両資格を保有している者は、「保幼育士」の名称を用いることができる。</p>	C	<p>認定子ども園制度は、就学前の子どもに対する幼児教育と保育を一体的に提供する機能を備えた施設であり、幼稚園と保育所双方の水準を満たすことを基本としています。このため、職員資格についても、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を求める仕組みとしています。</p> <p>幼稚園教諭免許と保育士資格については、満3歳から5歳を対象に日に8時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、保護者の契約等事情により保育に欠ける0歳から2歳を対象に1日8時間8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所という施設目的・役割の違いを踏まえたものとなっています。</p> <p>このため、幼稚園教諭免許保有者は、職種の意義及び教育の役割を理解し、適切に教育課程を構成して3歳から5歳の子どもの指導に当たる能力を有することと力量が置かれているのに対し、保育士資格保有者は、児童福祉、小児保健、小児栄養、保育原理、基礎的な教育原理を幅広く理解し、専門的知識を持って0-2歳児の保育を担う子どもの保育に当たる能力の養成に力点が置かれているものであり、これを単純に一元化し、新たな国家資格を創設することは困難です。</p>																						1 1 0 9 2 0	社団法人日本ユニバーシタス協議会 厚生労働省 文部科学省 厚生労働省		
09109	0	カラオケ施設での保育所運営における調理施設兼用の要望	児童福祉施設最低基準第32条第1項第1号、第5号	<p>保育所には調理室を設置しなければならない。</p>	<p>おやつ施設は交通の利便性の高い場所に立地しており、同施設での保育所提供は親のニーズに合致している。この利便性を生かして同じ建物内でおやつと保育所を併設する区別を分けず保育所の認定要件を満たして兼業したいが、児童福祉法第45条(最低基準)、児童福祉施設最低基準第33条、第34条により保育所自体に調理室の設置義務があるためおやつ施設の調理室からの給食提供は認められていない。保育所を設置する場合の3t7kg抑制の観点からおやつと保育所の調理施設兼用を認めて欲しい。</p>	<p>おやつ施設は交通の利便性の高い場所に立地しており、同施設での保育所提供は親のニーズに合致している。この利便性を生かして同じ建物内でおやつと保育所を併設する区別を分けず保育所の認定要件を満たして兼業したいが、児童福祉法第45条(最低基準)、児童福祉施設最低基準第33条、第34条により保育所自体に調理室の設置義務があるためおやつ施設の調理室からの給食提供は認められていない。保育所を設置する場合の3t7kg抑制の観点からおやつと保育所の調理施設兼用を認めて欲しい。</p>	C	<p>提案では調理室を「撤廃」するのではなく「隣接の施設との兼用」が可能かを問っているのをご回答ください。また、提案とは逆に栄養・衛生のために欠くことできないものとして、調理室に設置することとされている調理室を、隣接する他の施設にも利用する場合は可能な限り、困難な場合は、保育所に併設する調理室は、離乳食やアレルギー児の食事など、個々の子どもの状況に応じたきめ細やかな対応等の観点から、困難な点があり、必要規制を撤廃することは困難である。今回の提案とは何か。右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。</p>																							1 1 0 9 2 0	社団法人日本ユニバーシタス協議会	厚生労働省

09 厚生労働省 (特区第10次 再々検討要請回答)

コト管理	具体的事業を実現するために必要な措置 (事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管 関係府庁
0 9 5 2 0	おばすて山伝説を活かす街づくり	介護保険法(平成9年法律第123号) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)	介護保険制度においては、要介護状態の高齢者等が都道府県等から指定を受けた事業者が提供する介護サービスを利用した場合には、介護保険法に基づき保険給付を行う。 児童福祉法(昭和22年法律第164号)は、児童福祉法に規定する児童福祉施設に、児童福祉法に基づき保険給付を行う。 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)は、障害者自立支援法においては、支給決定事業者等が都道府県から指定を受けた事業者が提供する障害者福祉サービスを利用した場合に、自立支援法に基づき給付を行う。	高齢者、児童、障害者、外国人支援などを一括して実施できる施設運営	おばすて山伝説とは、年老いた母親を山に捨てようとした息子が、母の助言によって目を覚めた話です。社会的弱者とされている人達が有する知恵や経験や文化を、21世紀の子どもの連の教育に活かし、同時に高齢者や子ども達のバワーで元気になるという街づくりを提案します。具体的には、高齢者、児童、障害者、外国人支援、対象者毎の生活支援や地域の人間力活用について(提議緩和を要望します。おばすて山伝説を活かす街づくり)によって住民が元氣になれば、地域力が向上し、ひいては観光業や高工業、農林産業の発展にも結びつくと考えられます。おばすて山から霞む青光寺の地帯は、まさに美しい日本です。緑豊かな自然の景色のように、日本や世界に誇れる心豊かな街づくりを提言します！		C	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。												1 0 9 3 2 0	社団法人21世紀ニュービシネス協議会、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省
0 9 5 3 1	社会福祉法人の通所リハビリテーションの活用等について	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービスに関する基準について(平成11年老企第25号)	通所介護の機能訓練室等と通所リハビリテーションのスペースが、明確に区分されており、かつ、それぞれの設備基準を満たす場合においては、現在の制度においても同一の部屋等であってよい。	福祉施設及び医療施設を合築した場合に、医療施設に区分される通所リハビリテーションは福祉施設と区別されるため、福祉施設を運営する社会福祉法人による通所リハビリテーションの利用は禁止されている。 当該規制を緩和することにより、入居者及び患者の方へ一体的なサービスを行えるようになる。 また、複合施設については、避難口、エレベーター、出口、配膳室の設置がそれぞれ(計:2設備)求められるが、一体的施設であることに加え、1設備で建築可能になるように求める。	現在、別紙のとおり、福祉施設及び医療施設の複合施設を運営した場合、通所リハビリテーションは福祉施設と区別されるため、福祉施設を運営する社会福祉法人による通所リハビリテーションの利用は禁止されている。 当該規制を緩和することにより、入居者及び患者の方へ一体的なサービスを行えるようになる。 また、複合施設については、避難口、エレベーター、出口、配膳室の設置がそれぞれ(計:2設備)求められるが、一体的施設であることに加え、1設備で建築可能になるように求める。		E	福祉施設の複合施設(例えば、通所介護施設と短期入所生活介護施設)を併設する場合において、通所介護施設に浴室を併設する場合、短期入所生活介護の利用者が当該浴室を利用することは可能か、また、当該施設の食室、機能訓練室、高福祉の利用者が相互に利用することは可能か、不可能な場合、その理由を明らかにしたい。											1 0 0 8 0 1 0	個人	厚生労働省	
0 9 5 3 2	社会福祉法人の通所リハビリテーションの活用等について	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービスに関する基準について(平成11年老企第25号)	また、病院又は診療所は、介護施設との施設の利用は原則として認められない。	福祉施設及び医療施設を合築した場合に、医療施設に区分される通所リハビリテーションは福祉施設と区別されるため、福祉施設を運営する社会福祉法人による通所リハビリテーションの利用は禁止されている。 当該規制を緩和することにより、入居者及び患者の方へ一体的なサービスを行えるようになる。 また、複合施設については、避難口、エレベーター、出口、配膳室の設置がそれぞれ(計:2設備)求められるが、一体的施設であることに加え、1設備で建築可能になるように求める。	現在、別紙のとおり、福祉施設及び医療施設の複合施設を運営した場合、通所リハビリテーションは福祉施設と区別されるため、福祉施設を運営する社会福祉法人による通所リハビリテーションの利用は禁止されている。 当該規制を緩和することにより、入居者及び患者の方へ一体的なサービスを行えるようになる。 また、複合施設については、避難口、エレベーター、出口、配膳室の設置がそれぞれ(計:2設備)求められるが、一体的施設であることに加え、1設備で建築可能になるように求める。		C	医療機関と福祉施設の複合施設(例えば、出入口、エレベーター、避難口等)を共通にした場合に、患者に対する適切な医療を提供することは可能か、不可能な場合、その理由を明らかにしたい。												1 0 0 8 0 1 0	個人	厚生労働省
0 9 5 3 0	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年老企第4号)	介護老人保健施設においては、常勤の医師が1名以上配置されなければならない。	介護老人保健施設においては、常勤の医師が1名以上配置されなければならない。	介護老人保健施設に要介護1以上の利用者を受け入れる常勤医師1名以上配置されることにより、地域の医師の不足の解消に繋がる。また、管理業務を福祉業務に一元管理することにより、医師の管理業務を軽減し、診療に専念できる環境ができる。	介護老人保健施設の医師を非常勤でもよいとするなどにより介護老人保健施設に要介護1以上の利用者を受け入れる常勤医師1名以上配置されることにより、地域の医師の不足の解消に繋がる。また、管理業務を福祉業務に一元管理することにより、医師の管理業務を軽減し、診療に専念できる環境ができる。		C	「常勤」の医師である必要はないか。また、非常勤の医師が複数で勤務する場合には、十分な情報共有を図れば、継続的管理を担保できているのではないか。再度検討し回答されたい。											1 0 3 0 0 1 0	医療法人博慈会、介護老人保健施設福寿苑	厚生労働省	
0 9 5 3 0	介護老人保健施設における医師の常勤配置基準等の緩和	介護老人保健施設においては、常勤の医師が1名以上配置されなければならない。	介護老人保健施設においては、常勤の医師が1名以上配置されなければならない。	介護老人保健施設に要介護1以上の利用者を受け入れる常勤医師1名以上配置されることにより、地域の医師の不足の解消に繋がる。また、管理業務を福祉業務に一元管理することにより、医師の管理業務を軽減し、診療に専念できる環境ができる。	介護老人保健施設に要介護1以上の利用者を受け入れる常勤医師1名以上配置されることにより、地域の医師の不足の解消に繋がる。また、管理業務を福祉業務に一元管理することにより、医師の管理業務を軽減し、診療に専念できる環境ができる。		C	「常勤」の医師である必要はないか。また、非常勤の医師が複数で勤務する場合には、十分な情報共有を図れば、継続的管理を担保できているのではないか。再度検討し回答されたい。												2 0 0 2 0 1 0	医療法人愛媛会、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省
0 9 5 0 0	要介護認定の再更新認定時の有効期間の緩和	介護保険法施行規則第38条、第41条	更新認定については、要介護認定機関の範囲により、要介護認定の有効期間は24ヶ月と36ヶ月とする。	介護保険要介護5の第1号被保険者に対する、再更新認定時の要介護認定の有効期間は24ヶ月と36ヶ月とする。	要介護5の認定者は、いわゆる寝たきり状態の方がほとんどである。そのうち、第1号被保険者の身体機能等は、一般的に年齢とともに低下するため改善は一般的に少ない。要介護5の要介護区分の認定は増えずに減少する。このため、最悪度の介護状態である介護5の第1号被保険者については、要介護認定を更新した時点、要介護区分が要介護5と変わらず認定期間が24ヶ月となった者については、再更新認定時の状況により、要介護認定期間の範囲を36ヶ月と可能とする。		C	介護保険制度における要介護認定の有効期間については、継続執行、町村村に要介護認定の認定状況及び要介護認定事務の負担の増加により、当該事務の効率化に係る提案や要介護認定の有効期間を原則1年間、最悪認定の状況が長期にわたって変化しない場合に限り有効期間を1年間まで短縮して、負担軽減を図る。また、平均1年程度にわたる要介護認定の実績に基づいて、各府省庁からの要介護認定の有効期間の短縮の有効期間については、約2%の要介護5以下の状態を維持している認定者の割合が減少している状況に鑑みている。												1 0 9 9 0 2 0	小田原市	厚生労働省
0 9 5 0 1	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準、第39条第1項	指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。	指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。	現在進行中の医療モールに隣接して、介護保険法及び運営基準の緩和及び措置を受け、増設ユニット及び入居者の地域制限にとわれないグループホーム運営を実現する。	現在進行中の医療モールに隣接して、介護保険法及び運営基準の緩和及び措置を受け、増設ユニット及び入居者の地域制限にとわれないグループホーム運営を実現する。		D	ご指摘の基本方針をより具体的、個別化を実現するために、現行の混合画一化でなく、花畑で囲まれた3-4階の平屋で、身体介護、認知症の補給、育児支援等がグループ分けすることにより、きこまこ専門の対応を行いたい。病院退院後は着し機能が低下し、グループホームでは共同生活が難しく、入居不可となり老健・特養は満所を口実に認知症を断り、やむなくご家族に引き取られる現状を数多く見、隣接した高齢者の対応の課題と連携して、テーマパークまで幅広い指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第39条(1)の制度も変更するものとする。											1 0 7 6 0 2 0	ウェルコン株式会社	厚生労働省	

09 厚生労働省 (特区第10次 再々検討要請回答)

Table with 17 columns: No., Management, Specific projects to be implemented, Relevant laws, Current status, Proposed content, Implementation content, Reasons, Classification, Content, Response from prefectures, Reconsideration request, Views from proposer, Division of measures, Content of measures, Response from prefectures, Reconsideration request, Views from proposer, Proposal No., Proposer Name, and Issuing Agency. Rows include topics like dementia care, nursing insurance, disaster communication, and home care services.

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請回答)

コト管理	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管関係官庁
090630	民間企業による介護福祉士養成施設の設立を可能とする。	介護福祉士養成施設等指導要領取扱い規則第1条(1) 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1項	介護福祉士養成施設の設置主体については、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすることとしている。	現在民間企業による介護福祉士養成施設の設立は認められていないが、特区により民間企業による魅力ある複数の資格取得と再教育を行う介護専門学校を設立し、教育と就労の提供を行う。また、外国人による介護従業者を国内に定着させるため、外国人に対する入学資格を緩和し、外国人を多く受け入れ、資格取得を可能とする。	介護従業者は慢性的な不足状態の上に、質の低下を危惧される状態にあり、今後その充足のため、実践に重点をおいた教育及び常勤力豊かな人材育成を行うため、介護従業者希望者、特に外国人介護従業者に対して介護福祉士等の資格取得のための専門学校を民間企業にて運営し、当該施設において就労場所も同時提供し、彼らの生活の安定を図る。又、既資格取得者に対し、認知症介護の専門家として再教育を行い、ターミナルケアを含む認知症介護の発展を目指す。(別紙詳細添付)	交通の利便性に加え、歴史的文化財も多くある土地でありながら、観光面での衰退は著しいものがある。介護施設運営と同時に民間企業による専門学校設立により、就労と勉強両方の場を設け、従来の専門学校では不足している教育(外国人介護従業者には日本文化、慣習を教え、既資格取得者に対してはより専門知識教育を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性化に結びつけようとするものである。(別紙詳細添付)	C	介護福祉士養成施設の設置主体については、事業の十分な継続性、安定性を担保するため、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則としているところである。介護福祉士の在り方については、介護福祉士資格の取得方法も含め、全面的な見直しを行うこととしており、成案が得られれば、次期通常国会に社会福祉士及び介護福祉士法の改正法案を提出する予定である。この制度改正に併せて、養成課程における教育内容の全面的な見直し、養成施設の要件の見直しを行う方針であるので、民間企業(営利法人)による養成施設の設置の可否についても、その中で検討して参りたい。	次期通常国会で介護福祉士法の改正案を提出することであるが、年明けの通常国会を意味しているため、すでに一定の結論が出されていると想定されるが、具体的な検討状況をお聞かせ願いたい。										1076012	ウェルコンサル株式会社	厚生労働省	
090640	外国人介護従業者に対し、入学資格を緩和し、資格取得を可能とする。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	介護業務に従事することを目的とした在留資格は存在しない。	現在民間企業による介護福祉士養成施設の設立は認められていないが、特区により民間企業による魅力ある複数の資格取得と再教育を行う介護専門学校を設立し、教育と就労の提供を行う。また、外国人による介護従業者を国内に定着させるため、外国人に対する入学資格を緩和し、外国人を多く受け入れ、資格取得を可能とする。	介護従業者は慢性的な不足状態の上に、質の低下を危惧される状態にあり、今後その充足のため、実践に重点をおいた教育及び常勤力豊かな人材育成を行うため、介護施設運営と同時に民間企業による専門学校設立により、就労と勉強両方の場を設け、従来の専門学校では不足している教育(外国人介護従業者には日本文化、慣習を教え、既資格取得者に対してはより専門知識教育を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性化に結びつけようとするものである。(別紙詳細添付)	交通の利便性に加え、歴史的文化財も多くある土地でありながら、観光面での衰退は著しいものがある。介護施設運営と同時に民間企業による専門学校設立により、就労と勉強両方の場を設け、従来の専門学校では不足している教育(外国人介護従業者には日本文化、慣習を教え、既資格取得者に対してはより専門知識教育を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性化に結びつけようとするものである。(別紙詳細添付)	C	外国人介護福祉士の我が国での就労については、次の理由から認められない。 ・介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく(同一労働市場を形成しているため、外国人介護福祉士を受け入れることは、日本人介護福祉士だけでなく、日本人介護労働者全体の機会・代替が生じること。 ・将来的にも、国内の供給余力が常に労働力需要を上回るが見込まれる中、外国人介護福祉士を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会を喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大いに懸念される。 ・介護分野において低労働条件が固定化すれば、介護サービスの質的向上を阻害すること										1076013	ウェルコンサル株式会社	警察庁 厚生労働省		